

社福第346-1号

令和8年5月15日

各社会福祉施設等の長 様

埼玉県福祉部長（公印省略）

土砂災害に係る防災訓練の実施について（通知）

本県の社会福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり、消防庁及び国土交通省から、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への市町村と連携した防災訓練の実施について周知依頼がありました。

市町村地域防災計画に定められている土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、令和3年5月の「土砂災害防止法」の改正により、防災訓練の実施及びその結果を市町村長へ報告することが義務付けられています。

については、貴施設・事業所等が土砂災害警戒区域内に所在する場合は、令和8年6月7日（日）を中心として実施される土砂災害に対する防災訓練において、市町村と連携した防災訓練の実施に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

担 当 施設指導・福祉人材担当 川上

電 話 048-830-3276

E-mail a3270-12@pref.saitama.lg.jp